**平成２９年（フ）第１４７０号**
千葉県船橋市八木が谷４丁目15番２棟305号
債務者　櫻井　貴子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４９６号**
千葉県八千代市緑が丘１丁目２番地９　アクトヒルズ八千代Ⅱ－1103号室
債務者　秋葉　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４９７号**
千葉県八千代市緑が丘１丁目２番地９　アクトヒルズ八千代Ⅱ－1103号室
債務者　秋葉　圭介
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５０６号**
千葉市稲毛区園生町400番地６　クリーンビューラー103号
債務者　中山　晃一
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５２４号**
千葉市花見川区南花園１－４－１　ジュネパレス新検見川第７－101、住民票上の住所茨城県桜川市加茂部90番地１
債務者　根本　義洋
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５６０号**
千葉県船橋市本町５丁目11番７－103号
債務者　岩金　剛志（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５６７号**
千葉県船橋市習志野台４丁目84番10－104号
債務者　村田　範真
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１６０８号**
千葉市花見川区南花園２丁目11番16号
債務者　原田　　翔
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１６２０号**
千葉市緑区あすみが丘東２丁目23番地７　コンフォート111　105号
債務者　福山　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１号**
千葉県八千代市八千代台西４丁目11番４号　コーポコスモス102号
債務者　菊池　雅信
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第２２号**
千葉市美浜区真砂２丁目20番15―203号
債務者　十二町康平
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第３０号**
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目５番地　コピアスＣ203号
債務者　一瀬三四郎
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第３３号**
千葉県市川市国分１丁目22番４号　（第２コーポ栗山201号）
債務者　中野　英子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５１号**
富山県高岡市江尻87番地２
債務者　各川　俊彦
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成３０年（フ）第６号**
富山県砺波市矢木347番地　市営住宅矢木団地２号棟215号室
債務者　小倉　　聖
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第３３２号**
山梨県中央市大田和24番地17、前住所山梨県南アルプス市下今井161番地１　県営若草下今井団地１－305
債務者　田中さゆり
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２３７号**
長野市篠ノ井御幣川967番地１　ヴィラ竹内桐
債務者　浦澤　瑠香
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係